第三期 特定健診等実施計画

(平成30年4月1日)

[背景及び趣旨]

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、 急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を 持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は 被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び その結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施 することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、 特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について 定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第一期及び第二期は5年を一期としていたが、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことを踏まえ、第三期(平成30年度~平成35年度)より、実施計画は6年を一期として策定する。

[当健保組合の現状]

当組合は、日本郵船株式会社を設立事業所とする単一健康保険組合である。

当組合に加入している被保険者数は、平成 28 年度平均で 1,428 名 (男性 1,114 名、女性 314 名)、 平均年齢は 41.47 歳 (男性 40.98 歳、女性 43.22 歳)である。

健康診断については、直接契約医療機関及び健保連契約医療機関での人間ドック、並びに 被扶養者・配偶者健診(けんぽ共同健診)を利用している。

平成 28 年度の人間ドックの受診者数は被保険者 537 人、被扶養者 28 人、被扶養者・配偶者健診の受診者数は 354 人となっている。

[特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項]

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等 が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生 活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

当組合においては、特定健康診査項目を包含した人間ドック及び被扶養者・配偶者健診を実施 することにより、法定の特定健康診査を実施したものとし、そのデータを所定の方法で管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者が法定健診を実施した場合は、当組合はそのデータを事業者から受領するものとし、法定 健診費用は事業者が負担する。

保健指導については、事業者と十分調整の上、当組合が主体となって行う。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。 そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えること ができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率	H30	H31	H32	H33	H34	H35
被保険者	100%	100%	100%	100%	100%	100%
被扶養者	65.6%	67.2%	68.7%	70.3%	71.9%	73.5%
合計	87.0%	87.6%	88.2%	88.8%	89.4%	90.0%

*国の定めた全国目標は70.0%、保険者種別毎の目標(単一健保)は90.0%

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率55.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

(人)

日倧夫他华	H30	H31	H32	H33	H34	H35
対象者数	980	980	980	980	980	980
特定保健指導対	120	120	120	120	120	120
象者数(推計)	120	120	120	120	120	120
実施率	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%	55.0%
実施者数	60	61	62	64	65	66

*国の定めた目標値は45%以上、保険者種別ごとの目標(単一健保)は55%以上

特定保健指導は、当面、「SOMPO リスケアマネジメント株式会社」に外部委託する。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及 び予備群の減少率を25%以上とする。

- Ⅱ 特定健康診査等の対象者数
- 1 対象者数
- ① 特定健康診査

被保険者

做保険 石	H30	H31	H32	H33	H34	H35
40 歳以上対象者数	610	610	610	610	610	610
(再掲)任継	20	20	20	20	20	20
目標実施率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
目標実施者数	610	610	610	610	610	610

被井基者

似次食名	H30	H31	H32	H33	H34	H35
40 歳以上対象者数	370	370	370	370	370	370
目標実施率(%)	65.6%	67.2%	68.7%	70.3%	71.9%	73.5%
目標実施者数	243	248	254	260	266	272

被保险者+被扶養者 ----

拟体陕石工拟沃安石	H30	H31	H32	H33	H34	H35
40 歳以上対象者数	980	980	980	980	980	980
目標実施率(%)	87.0%	87.6%	88.2%	88.8%	89.4%	90.0%
目標実施者数	853	858	864	870	876	882

② 特定保健指導

- /		l	١	
(/	\	1	

地伊险老士地计美老						** **
被保険者+被扶養者	H30	H31	H32	H33	H34	H35
40 歳以上対象者数	980	980	980	980	980	980
動機づけ支援対象者	65	65	65	65	65	65
実施率(%)	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%	55.0%
実施者数	33	33	34	34	35	36
積極的支援対象者	55	55	55	55	55	55
実施率(%)	49.1%	51.0%	50.9%	54.5%	54.0%	55.0%
実施者数	27	28	28	30	30	30
保健指導対象者数	120	120	120	120	120	120
実施率(%)	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%	55.0%
実施者数	60	61	62	64	65	66

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

- 1)被保険者については、直接契約医療機関及び健保連契約医療機関において特定健診 項目を含めた人間ドックを実施。
- 2) 被扶養者については、前項の方法及び特定健診項目を含めたけんぽ共同健診の被扶養者・ 配偶者健診を実施。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目 とする。

(3) 実施時期

実施時期は、人間ドックについては通年、被扶養者・配偶者健診については別に定める時期とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

- 1)被保険者については、直接契約医療機関及び健保連契約医療機関に委託。
- 2)被扶養者については、けんぽ共同健診の委託先である(㈱)イーウエルに委託。

イ 特定保健指導

「SOMPO リスケアマネジメント株式会社」への外部委託による保健指導を基本とするが、 状況によっては、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基づき、当健保 で確保した保健師による保健指導を実施する。

(5) 受診方法

人間ドックについては健診機関に予約完了後、健康保険組合に連絡の上、受診。 けんぽ共同健診については健診機関に予約完了後、(株) イーウエルに連絡の上、受診する。

(6) 周知・案内方法

被保険者向けへの周知は、ホームページに掲載して行う。また、被扶養者・配偶者向けへの周知は健康診断受診の案内の郵送にて行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から直接、電子データを随時(又は月単位)受領して、 当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に 電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当保健組合が実施した分も含め、 5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、若年者から優先して選出する。

Ⅳ 個人情報の保護

当組合は、日本郵船健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に 漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

Ⅴ 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、組合ホームページに掲載して公表・周知する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、前年度評価を翌年度 11 月末までに毎年度実施する。 評価においては、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

Ⅵ その他

当組合で保健師を確保する場合には、当該保健師に、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

特定健診・特定保健指導を円滑に実施していくうえで、事業主との緊密な連携・協力体制を構築する。そのために月一度の情報連絡定例会を設置・運営する。

以上